

社会文教委員会

期日：平成 30 年 6 月 18 日(月)

午前 10 時

場所：第 1 委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 副市長挨拶

4 議案審査

(1) 議案第 67 号

「飯田市子育て短期支援事業の実施に係る分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(2) 議案第 68 号

「飯田市介護予防拠点施設条例の制定について」

【別紙 補足説明資料】

(3) 議案第 69 号

「飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

【別紙 補足説明資料】

(4) 議案第 70 号

「飯田市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について」

(5) 議案第 72 号

「飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

(6) 議案第 74 号

「工事請負契約の一部変更について（公民館等耐震化整備事業上郷公民館本体建築工事）」

【別紙 補足説明資料】

(7) 議案第 76 号

「平成 30 年度飯田市一般会計補正予算（第 2 号）案」のうち当委員会付託分

付託表 資料No. 1

(8) 議案第 77 号

「平成 30 年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案」

5 請願・陳情審査

(1)30 請願第3号(新規)

資料No. 2

ア 要旨

国に対し、生活保護基準引き下げの中止を求める意見書を提出願いたい

イ 請願者住所氏名

飯田市上郷飯沼 2576 番地 1

飯伊生活と健康を守る会

会長 中島 秀夫 氏 他1名

【別紙 補足資料】

6 閉会中の継続審査の申し出について

資料No. 3

6 閉 会

議案第 76 号 平成 30 年度飯田市一般会計補正予算（第 2 号）案
付 託 表

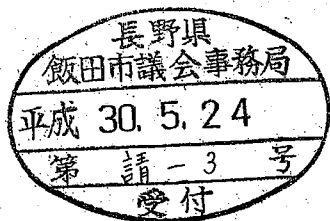
【社会文教委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
13 国庫支出金	1 国庫負担金	4 衛生費国庫負担金	10
	2 国庫補助金	3 民生費国庫補助金	10
14 県支出金	1 県負担金	4 衛生費県負担金	10
	2 県補助金	3 民生費県補助金	10

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	4 老人福祉費	12
	2 児童福祉費	5 民間保育所費	12
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	12
10 教育費	2 小学校費	3 小学校建設費	14



2018年5月24日

飯田市議会議長
清水 勇様

請願者 住所 飯田市上郷飯沼 2576-1

飯伊生活と健康を守る会
会長 中島 秀夫

住所 飯田市鼎中平 1905-5

飯伊地域社会保険推進協議会
会長 唐沢 啓

紹介議員 綾藤 正一

生活保護基準引き下げ中止を求める請願

【請願趣旨】

生活保護基準の引き下げを含む「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が国会で審議されていますが、採決の結果に関わらず、今回の引き下げは生活保護受給者の生存権を著しく侵害するものです。

厚生労働省が昨年12月に発表した生活保護基準の引き下げ案は、総額210億円一世帯当たり最大5%となる大規模なものです。生活保護基準は、2013年から2015年の3年間で最大10%引き下げられたばかりであり、今回の引き下げは生活の更なる悪化をもたらします。飯田市の場合も、40代夫婦、中学生、小学生のモデルケースで、2012年と2018年を比べると月額14110円、7.6%。40代母、中学生、小学生の母子世帯では、月額8710円、4.86%の大幅な引き下げになります。厚生労働省が削減の根拠にした一般低所得世帯(最も所得が少ない10%の世帯、第一・十分位)の消費実態との比較に大きな問題があります。一般低所得世帯には生活保護基準以下で生活する人々が多く含まれています。生活保護の捕捉率が約2割という現状で、「一般低所得との比較は、引き下げありきと言われても仕方ない」と専門家は指摘しています。利用者からは「冬場、暖房をつけずに、厚着をして毛布にくるまって寒さをしのいでいます」「親戚や近所付き合いはできません」「食事やお風呂の回数を減らしています」との実態が寄せられています。生活保護基準の引き下げは、国民生活の引き下げにつながります。こうした状況から、下記の項目について地方自治法99条の規定により意見書を提出するよう請願いたします。

【請願項目】

- 1、国に対し、生活保護基準の引き下げを中止するよう要請してください。

以上

2018年5月24日

内閣総理大臣 安倍晋三殿
厚生労働大臣 加藤勝信殿
財務大臣 麻生太郎殿
衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 伊達忠一殿

長野県飯田市議会議長 清水勇

生活保護基準引き下げの中止を求める意見書(案)

生活保護基準の引き下げを含む「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が国会で審議されていますが、採決の結果に関わらず、今回の生活保護基準の引き下げは生活保護受給者の生存権を著しく侵害するものです。

厚生労働省が昨年12月に発表した生活保護基準の引き下げ案は、総額210億円一世帯当たり最大5%となる大規模なものです。生活保護基準は、2013年から2015年の3年間で最大10%引き下げられたばかりであり、今回の引き下げは更なる生活の悪化をもたらします。

当市の場合も、40代夫婦、中学生、小学生のモデルケースで、2012年と2018年を比べると月額14110円、7.6%。40代母、中学生、小学生の母子世帯で月額8710円、4.86%の大幅な引き下げになります。今回、厚生労働省が削減の根拠にした一般低所得世帯(最も所得が少ない10%の世帯、第一・十分位)の消費実態との比較に大きな問題があります。一般低所得世帯には生活保護基準以下で生活する人々が多く含まれています。生活保護の捕捉率が約2割という現状で、「一般低所得との比較は、引き下げありきと言われても仕方ない」と専門家は指摘しています。利用者からは「冬場、暖房をつけずに、厚着をして毛布にくるまって寒さをしのいでいます」「親戚や近所付き合いはできません」「食事やお風呂の回数を減らしています」との実態が寄せられています。生活保護基準の引き下げは、国民生活の引き下げにつながります。こうした状況から、国は、生活保護基準引き下げを中止してください。

以上

平成 30 年 6 月 日

飯田市議会議長 清水 勇 様

飯田市議会
社会文教委員長 福沢 清

閉会中の所管事務調査に係る継続審査の申し出について（案）

飯田市議会委員会条例（昭和 44 年条例第 30 号）第 2 条に規定する所管事務について、閉会中に所管事務調査として「いいだ未来デザイン 2028」の平成 29 年度実績評価をすることと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和 54 年議会規則第 1 号）第 98 条第 1 項及び第 104 条の規定により申し出ます。

記

- 1 目的 飯田市自治基本条例第 22 条第 2 項に基づき、執行機関の活動を監視、評価することで適正な行政運営の確保に努めるため
- 2 方法 「平成 30 年度議会による行政評価実施要項」に基づいて実施する
- 3 期間 平成 30 年 6 月 27 日から平成 30 年 8 月 27 日まで
- 4 閉会中の継続審査の理由
「いいだ未来デザイン 2028」の初年度にあたる平成 29 年度の実績に関し、執行機関の評価結果を基に議会としての評価を行い、その結果を市総合計画「いいだ未来デザイン 2028」の取組に反映させるため